

病院事業調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成21年12月9日(水曜日)
午後1時30分～午後2時35分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 竹岡昌治 委員長 原田 茂 副委員長
秋山哲朗 委員(議長) 大 中 宏 委 員
河村 淳 委 員 荒山光広 委 員
西岡 晃 委 員 山中佳子 委 員
三好睦子 委 員 高木法生 委 員
有道典広 委 員 岡山 隆 委 員
馬屋原 真 一 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
重村 暢之 局 長 岩崎 敏行 係 長
佐伯 瑞絵 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名
林 繁美 副 市 長 藤澤 和昭 病院事業局長
古屋 勝美 市民福祉部次長 白井 栄次 経営管理課長
篠田 洋司 市立病院事務部事務長 内藤 賢治 総合政策部地域情報課長
井上 孝志 美東病院事務部事務長

午後 1 時 3 0 分開会

委員長（竹岡昌治君） それでは、皆さん大変お疲れでございますが、ただ今より病院事業調査特別委員会を開会いたします。開会に当たりまして副市長何かありますか。

副市長（林 繁美君） 特にありません。

委員長（竹岡昌治君） ありませんか特に。はい。議長さんのほうはいいですか。

議長（秋山哲朗君） ございません。

委員長（竹岡昌治君） それでは、会議を進めさせていただきます。まずですね一番目の皆様方にすでにレジユメを差し上げていると思いますが、経営形態の見直しについて。先の市長が出られましたシンポジウムですかね、その席で何か全適をもう4月1日からやりたいと言うような意向が出たと言うようなお話でございます。そこでちょっと藤澤局長のほうから話を出していただけますか。説明していただけますか。課長のほうから。よろしくひとつ。

経営管理課長（白井栄次君） それでは、経営形態の見直しについてご説明させていただきます。委員長のおっしゃられた件もございましてご説明をさせていただければと思います。前回の特別委員会におきまして、地方公営企業法の全部適用についての説明をさせていただいたところでございますが、本日は、お手元に配付しております資料、地方公営企業法全部適用への移行に係る取組、この資料に基づきまして、地方公営企業法の全部適用への移行時期、並びに移行に向けた今後の経営管理課における業務内容、さらに美祢市議会が、今後どのように関わって行くのか。こういったことを具体的に説明させていただければと思います。まず、地方公営企業法の全部適用への移行につきましては、ただ今委員長がおっしゃったように4月1日を目途にして今後作業を進めていくになりましたことをまずご報告させていただきます。このことを踏まえまして、今後、種々の取組みを行っていくということになるわけですが、まず、その一つとして、そちら資料にございますように、組織の整備が挙げられます。その中で最も大事な項目であると捉えておりますのが「事業管理者の選任」でございます。事業管理者につきましては、病院等事業の進むべき方向性を見定めて、経営の安定を図るとともに、市民の皆様に対して安全で安心の医療の継続的な提供ができるような医療提供体制を整え、そして何と言いましても、それを可能とするための医師確保につきましても取組を一体的に推進して行くことが求められてくるというふうに考えております。なお、この事業管理者につきましては、特別職に位置づけられておりまして、議会における同意が必要

とされることから、全部適用に移行するまでの間、すなわち、来年の3月議会になるかと思えますけれども、ご提案をさせていただくことになろうと思えます。次に、管理者が選任された後は、その権限に属する事務処理を行う組織が必要となります。1枚めくっていただいて、資料の1ページをご覧くださいと思います。本市におきましては、管理者の権限に属する事務処理を行う組織として、病院事業局を設置することといたしておりますけれども、病院等各施設を運営するに当たっては、事業管理者の指導のもとで一体的に、なおかつ効率的に実施されることが最も望ましいというふうに考えておりますことから、管理者が局長を務めることといたしております。それから、全部適用移行へのもう一つの取組として「例規の整備」が挙げられます。レジュメへのほうへお戻りいただければと思います。資料の一番上です。例規につきましては、地方公営企業法等の規定に基づいて、新規に制定するもの。また、そのことに伴い既存の例規の改正が必要となるものがあります。これらのうち条例につきましては、議決事項であることから、来年の3月議会におきまして、これを上程をし、ご審議を賜る予定といたしております。こちら資料でございますとおり、経営管理課における洗い出しの結果、全部適用への移行に伴い改正が必要と思われる条例につきましては、「病院等事業の設置に関する条例」ほか計7本を見込んでおるところであります。また、地方公営企業法の規定により新たに制定いたすこととなります条例が「病院事業管理者の給与等に関する条例」2本。これらを3月定例会においてご提案させていただくということとしております。その下に、記載のあります2番目の規則、それから3番目の規程につきましては、議会への上程はなされませんが、規則におきましては、全部適用への移行に伴い新たに設置いたすものを特に示しております。また、規程につきましては、組織や職員の任免等、管理者の担任する事務として、法に規定されている範囲内において管理者の名の下に制定することができるということになっております。例規の整備に関しましては、さらに詳しくご説明いたしたいと存じております。資料の2ページ及び3ページをお開き願いたいと思います。ここでは、先程、説明いたしました条例、規則、あと規程の一覧表がございます。併せてその内容を含めてお示しをいたしておるところでございますけれども、これらのうちから、特に重要と判断をし、事前にお示しをすることが適当であろうというものについて、太線で囲んでおります。そういった条例についての概略をご説明いたしたいと思えます。それでは、4ページのほうをお開き願いたいと思います。4ページにおきましては、「美祿市病院等事業の設置等に関する条例」が示してあります。この条例

は、現行の地方公営企業法の一部適用を実施するにあたり、法の規定に基づいて制定されておりました。今後、全部適用に移行するということから、この資料の上半分にございます改正案の中で記されておりますけれども、第4条に新たに「法の全部を適用する」そういった規程を追加するとともに、第6条に「病院事業局の設置並びに管理者が局長となる」旨の規定を追加するものがこの条例の示すところであります。それから5ページをお開き願います。こちらは、「美祢市職員定数条例」についてお示しをいたしておりますが、これも既に制定されている条例でございます。今現在、病院等事業職員は、第1号の「市長の事務部局の職員」として位置づけられておりますが、全部適用への移行に伴いまして、上下水道事業の職員とともに第2号の「公営企業の職員」として位置づけられることとなることを規定するものでございます。それから、続いて6ページでございますけれども、6ページにつきましては、「美祢市病院等事業管理者の給与等に関する条例」でございます。地方自治法の規定により、特別職である事業管理者の給与について条例で規定するという書き出しがございますので、それに則りましてこの条例を規定するものでございます。また、この条例におきましては、給料の月額を明記するとともに、給与の種類を規定するものでございます。なお、給与のうち各種手当につきましては、他の企業職員と同様に管理者の定める規程において定めることとなります。そこには給与の月額については、詳しくは記してございませんけれども、県内他の病院についての状況をお示しいたしているところでございます。これに基づいて今後、定めていくということになるかと思っております。それから、続いて第7ページをよろしく願います。7ページにつきましては、「美祢市病院事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」についてでございます。この条例につきましては、病院事業局におきまして勤務する企業職員の給与の種類と基準を定めるものでございます。給料の額を示す給料表や各手当の詳細については、規程において定めることとしておりますことから、条例の中では規定するところではございません。続いて8ページをお願いいたします。それから見開きで8ページ、9ページ、8ページでは、「美祢市病院事業局の主要職員に関する規則」、並びに9ページの「地方公営企業法第39条の第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則」がございますけれども、これら規則ということで議決をする対象とはなっておりませんけれども、全部適用に移行するに当たって、法の規程に従って新たに設置するものということでご紹介させていただきたいと思っております。まず、8ページのほうからでございますけれども、地方公営企業法第15条に、「企業職員は、管理者が任免す

る」と規定されております。また、ただし書きに、「主要な職員を任免する際には、あらかじめ市長の同意が必要である」と規定をされております。ここで言う主要職員とは、過去の取り扱いから、その資料の中には、過去、公営企業法が設置された昭和27年当時に担当部局のほうから、その取り扱いについて発言があったことを整理しておりますけれども、こういった取り扱い、或いは他市の状況を見る中で、概ね課長職以上の者が対象となるというふうに判断いたしまして、対象者としては、そこにございますように院長、施設長等々を挙げているところでございます。それから9ページについてであります。地方公営企業法第39条の第2項ということにつきましては、市長が定める職にある者以外は企業職員であると、地方公務員であり地方公務員法第36条の規定は適用されないということの規定がなされております。地方公務員法第36条には政党等の関与や特定の政党等の支持の禁止など「政治的行為の制限」が規定されております。「市長が定める者」については政令において、資料にもお示しをしておりますが、基準が1、2、3とございます。こういった基準が示されており、そういった趣旨を踏まえ、また他市の状況等も見ながら病院事業管理者をはじめとし、院長、施設長等をその対象者というふうに考えておりますし、これらの職にある者については、政治的中立を保つことが求められるということとなります。以上についてこの度の全部適用移行についての説明は終わります。

委員長（竹岡昌治君） はい。だいぶ変わりますね。今説明をお聞きになってですね、急に何かって言われても大変じゃろうと思いますが、本来、この委員会をつくった時からずっとあり方検討委員会の趣旨も沿いながら、一部適用、全部適用、或いは更にまた、もっと上を目指してとかと言うて、全部、調査研究してきたんで、ある程度皆さん方のご理解はあろうと思うんですね。独立行政法人まではいかなかったんですが、全適ということで4月1日からやりたいと。そうするとこれだけの手続きもいりますよ。それから職員も地方公務員法から外れますよということもございます。皆さんのほうでですね、もう少しお聞きしたいことがあればと。質問を承りたいと思いますが。ございませんか。いわゆる今度は、職員の定数条例からも病院事業の職員は外されるということになります。ということですよ。はい、どうぞ。

経営管理課長（白井栄次君） 職員の定数条例中の取り扱いといたしますれば、これまで市長部局の職員という取り扱いから公営企業の職員ということで、定数条例の範疇の中で公営企業職員として取り扱われると言うところでございます。

委員長（竹岡昌治君） 今度は特別職ですから、市長、副市长、教育長、それから今度は事業局長ってなるんですか名称は。はい、どうぞ。

経営管理課長（白井栄次君） あくまで法に規定された事業管理者と言う言い方が正しいかと思えますけれども、病院の事業の組織の病院事業局という組織の長としても機能するということでございます。

委員長（竹岡昌治君） 呼び方としたら、病院の事業管理者というのが正式。通称、局長。ややこしいの。今度は、下水道は、まだ一部適用ですから全適じゃありませんから。ございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 質問なんですけれども、今後、この病院事業、地方公営企業の全適と言うことで、職員の定数、そしてまた、病院の給与、その辺に関して、全適になって今現在の状況からと今後全適になってですね、基本的には変わらないと思うんですけど、全適になってどのようにその辺の定数と給与体系が変わるか、その辺説明していただきたいと思えます。

委員長（竹岡昌治君） はい、白井課長。

経営管理課長（白井栄次君） 岡山委員の質問でございますけれども、給与の取り扱われ方ということだろうと思えますけれども、先程ご説明いたしましたとおり、この条例の中では、給与の種類等々定めるものでございまして、給与の中身、手当の中身については、具体的金額に金額が示しておりませんで、具体的に示すものは、管理者が定める管理規定の中においてお示しすることとなります。要するに管理者の判断で給与或いは手当等の設置が委ねられるわけでございますけれども、それに対しまして労働者側として組合がございまして。今後、組合との労働協定ということを経た中での決定事項ということが今後、規定の中に盛り込まれていくようになるというふうに考えております。（発言する者あり）職員数は、市長が定める条例の範疇でございますので、定数につきましては、管理者の判断では決めかねられると。やはり議会に諮った上で決定するという手続きになります。

委員長（竹岡昌治君） はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） こだわるようですけれども、今の職員の給与体系の問題ですけれども、そうすると人事院勧告とかそういうものは、今度は参考にはしてもそれに沿ってすぐどうこうという判断基準には今度は、ならないということですか、直接。

委員長（竹岡昌治君） はい、白井課長。

経営管理課長（白井栄次君） 理論上は、そういったこともあり得ると思えます。

ただ、他市の状況、今、全部適用で運営されておられるところの話をいろいろ聞きますと、やはりどうしても本庁職員とのバランスということもございますことから人事院勧告を採用する例が多いと伺っております。以上です。

委員長（竹岡昌治君） 他にないですか。この委員会は、それをええか悪いか決定するわけではありませんが、理解はしていただけましたでしょうか。おそらく後は、3月議会に所管と言うたら総務企業委員会ですか。提出されるだろうと思うんですね。ですからせっかく病院事業の調査特別委員会ですから、皆さんの意見もあればしっかり入れ込んだ上で3月議会におそらく出されるだろうと、こういうふうに思いますが。せっかくの機会ですから今度は質問じゃあなくて意見があれば。別にありませんか。それじゃあ、ご理解をいただいて3月に向けて執行部のほうは準備をされるだろうと思います。よろしく、ひとつお願いをしたいと思います。じゃあ2つ目にですね、地域医療を守る取組みについてということで。実は、先の9月議会の時に、何の用事があったかよくわかりませんが、4時から行事があるためにですねちょっと中途半端なまんま終了をしたと思います。特に地域医療をどうするかということで、健康増進課のほうから説明をいただいたんですが、その後の進捗状況並びにですね皆さん方のおそらく意見も何も聞かんまんまに終わったと思うんです。ご記憶にございますでしょうか。じゃあ一応そういうことで進めていきたいと思います。古屋部次長のほうからちょっとご説明願いますか。よろしく、ひとつ。

市民福祉部次長（古屋勝美君） レジユメの2地域医療を守る取組みについてということに入らせていただきます。前回開催の特別委員会のその他の項で地域医療を守っていく仕組みをいろいろと考えていきたいと。地域医療推進協議会、これは仮称ですけれども、これを設置して医療関係者、保健関係者、医療サービスを受ける市民、福祉団体、消防、行政関係者が協議してですね、その方向性を打ち出して行きたいというふうにお話ししたと思います。一つの案としてですね、基本理念を掲げた条例の制定なんかの構想はどうだろうかということで、お話ししたところでございます。こう言った考え方を基にですね、これまでに、庁内での準備検討会を9月下旬に開催しております。この中で県当局から指導を受けながらですね、進めてはどうかと言うふうな意見も出ております。こういった意見を受けまして10月に入りまして、県の担当のところは2回ほど協議をお願いしてですね、いろいろ指導を受けたところでございます。協議の結果、まず、消防の救急隊員を含めてですね、医療現場で働いている医療従事者の考えを聞くことからまずは、始めてはどう

だろうか。というふうな指導を受けまして、市立病院関係者とも協議しながらアンケート調査をしていこうということになりました。本日、説明なんですけども、医療に関する調査の実施について という資料をちょっと出しておると思います。この資料は、市内の開業医さん向けのアンケートでございます。広く浅く大まかなところをつかんでみようということで、こういったアンケートにしております。項目としてはですね、診療する上でのやりがいは、どんなことですか。とかですね。3番目、あなたが現在、診療する上での困っていることは、どんなことでしょうか。市立病院と一般の医院は、どのように連携するのが理想的だと思われませんか、このことは、実現できておりますか。できていない場合にはどのようにすれば実現できるかと思われませんかと設問しております。あなたが現在診療する上で行政に求めたいことを教えて下さい。それから地域医療についてあなたのご意見を自由にお書き下さい。というふうにちょっと広めに大きく書いてございます。アンケートと言いながら内容は意見をお願いしたいと言うふうなことで、これらを参考にですねいろいろな協議の材料に使っていければというふうに思っております。それから市立病院の医療従事者向けには、ちょっと違うのでやろうというふうに考えておりました、これを基に調査項目をもう少し検討してはということで、近日中に市立病院の統括、美祢・美東両病院長といっしょに協議の場を持つようにしております。協議が整い次第、このアンケートを実施したしまして、集計分析を行っていく予定にしておりますので、ちょっと今しばらく時間がかかるかなと思っております。こういった結果を基に、今後開催するであろう協議会での議題等にしていきたいと考えておりました、設立に向けまして、各方面の意見を聞きながら、準備を進めていきたいというふうに考えています。このたびの委員会では、特にお諮りするというふうな事案はございませんけれども、経過報告ということでご理解をお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

委員長（竹岡昌治君） はい、そうは言ってもですね、前回9月議会で医療と保健及び福祉、この3つをですねどう取り組んでいくかということと、それから当然、病院、市立病院としての役割、それからもう一つは、我々市民の役割、それから市としての役割、こうしたものもきちんとして三者が取り組んでいこうと、こういう提案だったと思うんですね。9月に出されたのは、その一環として、今、アンケート調査を取ろうということで進めておりますと。こういう説明になるわけですが、問いたてて、きょう、どう決めて欲しいとかいうことじゃありませんて言うことだったんですが、皆さん方のほうからご意見いただきたいのはですね、そうし

た市民の役割、それから医療機関の役割、これらを含めて地域医療を守るというものを構築していこうという考えの中で、特に総合計画、今、出されておりますが、40ページに医療・保健サービスの充実というのがあると思います。基本構想の中でも21ページですかいね、5つの基本項目が挙げられているんですね。その中で安心安全の確保ということで、もうしょっぱなに挙げられているこのことに基づいての具体的な施策をしていこうということだと思っております。そこで皆さん方のご意見もちょっとお伺いしながらですね、おそらく実際にそれを作り上げていこうというのは、22年度になろうと思っておりますが、是非お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。いかがでしょうかね。はい、どうぞ。西岡委員。

委員（西岡 晃君） 1点お尋ねなんですけど、一般的にすぐ地域医療という言葉を使っていると思うんですけど、国から見た地域医療、県から見た地域医療、市が見た地域医療っていうのはちょっと違って、ニュアンスが違ってくると思うんですけど、具体的に今、美祢市が想像している地域医療の地域っていう概念っていうか、定義ですね、これをどの辺りを一括りに地域というふうにお考えなのか。今、よくどの行政区単位ぐらいが一つの地域というふうにお考えでその地域医療ということをお考えおられるかということをお聞かせ願いたいと。

委員長（竹岡昌治君） はい、どうぞ。古屋部次長。

市民福祉部次長（古屋勝美君） そういった協議もしなくてはいけないと思うんですけども総合計画の案は持っておられますでしょうかね。その42ページにですね地域医療提供体制の充実っていうふうなものを載せております。ちょっと読んでみますと市民が病状に応じて適切な医療が受け入れられるよう、山口県が定める保健医療計画に基づく広域医療圏単位での各医療機関の機能分担と連携を推進します。また、かかりつけ医や在宅医療の推進、適切な医療情報の提供、保健・福祉との連携強化に努めるとともに、二つの市立病院を拠点とする、予防から急性期さらには在宅医療・介護を一体的に行う地域完結型医療提供体制のモデルとして「美祢医療圏」の構築を目指します。というふうに書いてあります。一応、今、西岡議員のご質問についてはですね、とりあえず美祢市内の中で一話完結ができるような体制を構築できないかということで、この計画に挙げてあるというところでご理解をお願いします。

委員長（竹岡昌治君） 頭をかしげよってやから、やっぱいろいろ、後ほどまた矯正施設の診療のことも絡めて、ご意見がでるだろうと思うんで、他の方、皆さんどうなんでしょうかね。ございませんか。三好委員。

委員（三好睦子君） まず、地域医療を守るためにも、2つの病院を守るためにも市民の方が皆、健康でなければいけないと思います。それで、病気にならない健康な体をつくるのが一番大切だと思います。それで具体的な案になりますけど、今、健康になるためには、体をいごかすことだと思うんですけど、美祿に温水プールがあるのであれに送迎バスを出していただきたいなと思います。アクアエクササイズとか水中運動教室とかありますが、それに行けないと。自分の足がなくて、車がなくて、それに参加したいけど、それに行けないということもありますし、そういった面で健康増進のためにやはり、水中ウォーキングっていうの、あれなんか効果的だと思うんですよね。それから反対に秋吉台でウォーキングがあるときでも美祿の方とか行きたいなと思われるんでしょうけど、行かれないということもあると思いますので、そういったことに送迎バスというかバスを出していただいて、その健康増進につなげて、病気にならない体をつくるっていうことが大事ではないかと。そういった取り組みをしていただきたいなと思います。

委員長（竹岡昌治君） 市民福祉部に対する要望ですか。はい。ただ西岡議員、手を挙げよってやけど、交通情報のほうも取り組みをずっと進めておられますんで、ちょっと、委員長して意見を。

委員（西岡 晃君） 三好委員から言われたバスの問題ですけど、これについては公共交通、午前中やりまして、これから今、根越、山中、堀越あたりをデマンド型のバスで走らせておりますけれども、随時来年度は、具体的に地名が出ましたのでここで発表させてもらいますけれども、今度は美東部の地域でバスを運行するような準備を進めていくということで、随時、これを美祿市各地に進めて、今言われる市のそういった施設にどうアクセスを結びつけていくかということを考えていきますので。公共交通のほうで考えさしてもらっていけばいいのかなというふうに思います。

委員長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。他に何か。はい、古屋部次長。

市民福祉部次長（古屋勝美君） 今、三好議員さんがおっしゃられました、水中ウォーキング教室ですか、それとウォーキング教室、いずれも市のほうで取り組んでおります。こういった取り組みは、公共交通で行くとかというよりも皆さんお仲間を作っていただいてですね、それで参加していただければと思っております。それで、ウォーキング教室も市のマイクロバスをですね出して、この間も秋吉台のほうにウォーキングに行っておりますし、水中ウォーキング教室は、確か高齢障害のほうの事業で取り組んで保健師の方が出ております。回数とかはちょっと今詳しくは

記憶にありませんけど、そういったところにも取り組んでおるとのことだけのご紹介しておこうと思います。

委員長（竹岡昌治君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 美東は、30人の定員で2人で秋芳から5人なんです。後の方は美祢地域だったと。そして広報でお知らせがあるんですけど、知らない方もおられますでしょうし、足がないから行けないと。美東が2人というのは、やはり足がなくて行けない。そういった原因があるのではないかと思います。秋芳も5人でしたから定員が30人っていうのに27名と。やはり美祢の方もそうだと思うんですけど、足がなくて行けないと。膝が悪いから普通のウォーキングはできないけれど、水中ならできるよと。そういうのもあって行きたいなあと思っても、肝心な足の確保がないと。やはり私が思うんですけど、交通のほうになるかもわかりませんが、交通じゃあないやっぱ、推進課のほうだと思います。地区に分けてこっちの方面よとかいうふうでやられたら。だから運行の方法について検討していただきたいです。やはり参加が少ないっていうことは、原因があると思いますのでよろしくお願いします。

委員長（竹岡昌治君） 三好委員。半分西岡委員のほうに向いて言っちゃかんと。いいですか。他に委員の皆さん方よろしゅうございますか。これじゃあ、おそらくですね3月議会でもっと詳しく取り組み等について出てくるだろうと思います。一応、きょうは、ここまでにとすることにしたいと思います。3番目に考えておりますのが、美祢社会復帰促進センターにおける医療体制について、これは地域情報課内藤課長が出ておられますので内藤課長のほうからちょっと状況説明をひとつお願いしたいと思います。

総合政策部地域情報課長（内藤賢治君） それでは、お手元に資料 1として横長の資料を配付しております。まず社会復帰促進センターにおける医療の現在の体制からご説明したいと思っております。まず、資料 の1ページ目でございますが、現状は、法務省と美祢市が医療に関する委託契約を結びまして、美祢市が美祢市立病院から医師、薬剤師等を美祢復帰センター内診療所のほうへ派遣していただいて診療をしておるといふ現状でございます。1ページめくっていただきまして、2ページ目でございますが、これが現在の復帰センター内診療所の業務ということで最初は、午前午後、月曜日から金曜日まで10コマございますが、これをすべて埋める予定でございましたけれども、今現状では3コマほど空いてます。月曜日から金曜日まで美祢市立病院のほうから医師の方に来ていただきまして診療を続けておる

という状況でございます。一部、山大のほうからもご支援をいただいて精神科と婦人科を診療しておるといふ状況でございます。次に3ページ目でございますけれども、これにつきましては、美祢市立病院の常勤医師の現状の推移でございますが、復帰センターの構想時、平成16年には常勤医師が15名いらっしゃいましたが、それが徐々に減少いたしまして現在では、常勤医師が9名という現状になってございます。4ページ目がこの状況をグラフ化したものでございます。常勤医師の減少もさることながら看護師も市立病院では数が減っておるといふ状況になってます。続きまして5ページ目でございますけれども、この表は復帰センター内の診療所の受診者数の推移でございます。当然のごとく開所当時は受診者が少なかったわけですが、年を経るごとに年々増加いたしまして現在では、1日当たり約30名前後の方が受診されておるといふ状況でございます。これをグラフ化したものが6ページになっております。こういった状況の中で看護師をはじめ、医療スタッフ、お医者さん等も不足しているという状況の中で、美祢社会復帰促進センターにおける医療従事者を派遣する余力が、美祢市立病院になくなったことによりまして、平成22年度から、美祢市立病院からの医療従事者の派遣をやむをえず中止することとなったものでございます。市といたしましては、市民の皆様のために二つの病院を存続させ、安心安全な市をつくる責務がございます。現状では社会復帰促進センターへ医師を派遣できないため、体制を変更するという必要が出てまいったものでございます。とは言いましても、社会復帰促進センターは市が誘致したものでございますので、市にとっても大事な施設でもありまして、医療体制を整え供給する必要があるというところでございます。今後の社会復帰促進センターの医療体制でございますが、現在、新たな医療体制を構築するために、医師、看護師の募集を行い、看護師につきましては10月から勤務していただいておりますけれども、医師につきましては、市内の医師会の皆様には大変お世話になっているところでございますが、美祢市近隣及び市内の医師のご協力、ご支援をお願いすることとしているところでございます。体制につきましては、今まだ具体的には、明らかにできませんけれども、新たな体制の構築に向けまして努力しているところでございます。以上でございます。

委員長（竹岡昌治君） はい。何か4月からもう撤退と言うようなご報告ですが。これに関して何か皆さん。西岡委員。

委員（西岡 晃君） 先程、なぜ地域医療の定義をと言うことをお話ししたかと言うと実は美祢社会復帰促進センターを誘致するにあたってですね、豊田前地域、こ

こ私、地域って言わしていただきますが、お医者さんがおられたが復帰センターができる前におられなくなったということで、実はここで美祿社会復帰促進センターができることで地域医療をそこで補っていただけると。最初は、婦人科を一般開放するということから、婦人科の先生がなかなか難しいんで、地域医療と言うようなことを検討されてきたというふうに思っておりますが、そう言ったことが今のお話、基本的には言われていることはすごく重々わかります。お医者さんの数が足りないということでなかなか二つの病院を両立してやっていかなければいけないと。医療体制を充実しないといけないというのは、よくわかりますが豊田前地域ですね誘致した時の一つの大きな条件の柱だったと思うんですよね。地域医療をするというのが。そういったことをやはり重く受け止めていただいて22年度からですね、医師の確保を積極的にしていただきたいということと、今後他の医療機関に社会復帰促進センター内の医療をお任せすることになると思いますが、一般開放する施設がもし医療従事、医療ができないのであればですね、例えば、先程からの話であります医療・保健・福祉と言われてやっていこうということなんでしょうから、他の地域にですね解放できるような施設、例えば福祉だとかですねそういったことも考えてですねっていただきたいなど。その辺をどのように、この、こっからもって行かれようとしておられるのかということをお聞きしたいと思います。

委員長（竹岡昌治君） 答えられる。出前診療も。そういう施設があればできる。（発言する者あり）すみません。西岡委員が言われるのは、今の社会復帰促進センターにある診療所って言いますか、それを開放してそこに、例えば出前診療だとか、健康相談だとかそういうものが取り組めるかと言う。端的に言えばそういうことなんですよ。はい。

委員（西岡 晃君） 今、お医者さんが不足しているということで、そこで診療行為ということは、なかなか難しいと思いますんで、例えばせつかく施設として開放の部分がありますんでね、保健師さんとかですね健康相談とか、定期的にするとか、そういった違う形の活用方法も検討されていくべき時期に来たのかなあというふうに思いますんで、その辺どういうふうにお考えなのかということ。

副市長（林 繁美君） 回答になるかどうかわかりませんが、豊田前に限らず社会福祉協議会のほうが全市内ですね、対象者が高齢者の方かもしれませんが、サロンのようなもの健康増進等含めた教室を開いておられます。ただ豊田前に限って言えば、この高田前医院さんの後にまた社会福祉協議会がそういった事業をやる計画をお聞きしております。今、センター内のそういった施設があることも承知しております。

す。それで医療に限らず、そういった健康相談等を保健師さん等の派遣によってですね、できないかということですけど。これはちょっとその辺のこの市独自でできるものもありましょうし、今言ったように社会福祉協議会とのタイアップも考える必要もありますので、その辺はちょっと検討課題とさしていただけたらと思います。

委員長（竹岡昌治君） はい、一步前進。どうぞ、いいですか。はい。ほかの委員さんよろしゅうございますか。岡山委員。

委員（岡山 隆君） 来年の4月から、今回、美祢社会復帰促進センターにおける医療、お医者さん撤退ということなんですけど、実際、看護師さんなんか確保されているということで、本当にですね、来年4月からちゃんと対応、努力されていると思いますけれども、実際それでできるんかどうか。確保できなかつたら、やっぱり美祢市立病院から行くんかどうか。その辺をちょっとお伺いしたいなと。

委員長（竹岡昌治君） はい、林副市長。

副市長（林 繁美君） 岡山委員さんのご質問ですが、先程説明致しましたようにこの4月から美祢市立病院からの医師の派遣等は撤退ということですが、あくまでも契約は、法務省と美祢市がこのセンター内の診療は契約をしておりますので、ただ美祢市が契約をしておりますが美祢市立病院をとということで当初から行っております。この契約はですね、やはりこれからも誘致の過程におきましても存続するというので、あくまで美祢市が引き受けるということになるかと思っております。それで医師等の確保につきましても今、さまざまな方法を使って医師確保、受刑者の診療がですね怠らないように努力はしております。そのためには今までどおりの山口大学の協力も必要にはなっておりますが、先程から言いますように美祢市が契約をしておりますので、何らかの方法を使ってですね医師の確保。先程、担当課長も言いましたが、地元には医師会の先生方にもお願いするようになるのではなかろうかといったことで、まだまだ公表できないところもありますので、一応努力はしておるといってご理解いただけたらと思います。

委員長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） また来年、また数年後には、女性の受刑者がね300人増員されるということで、施設的には併せて1,300人。そうなるとですね、本当に医師の確保もさらにまた看護師さんも上乘せしていかにゃあいけんような状況にもなってくるなと。その辺も今後、見据えてですねその辺が一段と大変な状況になるなと思っておりますけれども、この辺についても行政として市として考えられてお

ると思いますけれども、実際、今受刑者ですね散髪するにあたってこれは、仕事される方がボランティアでたくさんおられるから対応、全員にできてますけれども、平均、今後30人病気にかった人を診ている状況ですけれども、今後は50人ぐらい増えていくような状況にもありますし、そういう面でこの辺の医師確保、いろいろ言えないところもあると言われましたけれども、しっかりとこの地域美祢市のお医者さんといろいろご協力等ですねしっかりとお願いされていくということで考えてよろしいでしょうか。

委員長（竹岡昌治君） はい、林副市長。

副市長（林 繁美君） 受刑者の診療の頻度と言いますか、毎年件数は上がっておるんですが、これ中身を聞きますと何て言いますか、軽いつて言いますか、症状って言いますか、疾病って言いますか、が多いようなんです。当然、美祢市立病院は、医師の派遣を撤退すると言いましたけど、そのように市立病院にですね、手術とか、そういったセンター内でできない医療行為はですね、市立病院が後方支援として受けていただくと言うことをいただいております。先程、話がありましたように今年から看護師さんについても、市立病院の看護師さんは引き上げました。その代わり美祢市と直接契約をした看護師さんを仕事にあたらしておるということですので医師のほうにも、やはりそのような格好になろうかと思えます。

委員長（竹岡昌治君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 問題はですね、受刑者の中にですね、今後美祢市立病院の医師で、対応できないこういった手術をしなくてはいけないという形になってしまうこともあると思います。そういった際に明日が12月10日ということで世界人権デーということで全員一人ひとりみんな人間として同じ人権をもっておりますので、しっかりと対応していただきたいと思えます。いずれにしても美祢市立病院で医師として緊急のね手術できる医者がいない場合は、こういった対応をされるか。ちょっとその辺もお聞きしたいと思えます。

委員長（竹岡昌治君） はい、林副市長。

副市長（林 繁美君） 先程、美祢市立病院の医師の配置の状況を説明しましたけど、そのようなことに対応できなければ、やはり近隣のって言いますか、そういった手術などが可能なところへですね搬送してあたるということになろうかと思えます。

委員長（竹岡昌治君） 他によろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹岡昌治君） はい、それではないようでしたら4に移ってその他に移りたいと思います。ちょっと私のほうからちょっと質問させていただきたいんですが、9月議会で委員長報告の中でですね、医師や看護婦さんを含めて人材確保と人材育成に関して若干の一般会計からの繰り入れはやむなしという委員長報告をさしていただいたと思います。その後のですね、医師確保の状況がもし説明ができるものがあれば、ちょっとしていただきたいし。それからもう一つは病院の運営協議会の設置にそれもいいんじゃないのと言うことでこの委員会で委員長報告さしていただきましたが、その後のそれらの動向、ちょっとこのとりあえず2点についてご説明ができればしていただきたいと思うんですが。

委員長（竹岡昌治君） はい、藤澤局長。

病院事務局長（藤澤和昭君） ただ今ご質問のありました、まず1点目、人材確保に関する取り組みですが、まず1点、本議会におきまして一般会計からの私ども病院と致しましては、繰入金ですけれども増額補正を提案させていただいているところであります。この人材確保、人材育成にかかる経費としてこの度の補正をお願いしたところで、具体的にそういった財源を使いましてどういった取り組みをするのかというのは現在、来年度の予算までに新たな取り組みということで、先般9月議会でお示しをした内容について今、院内で協議を進めているところであります。なお、中では、現在やっておりますけど、この度、医療事務、事務職の一般公募にも踏み切らさしていただいております、現在募集中です。そういうふうに医師、看護師、さらには医療技術者そして事務スタッフの人材確保ということに取り組みさせていただいております。2点目の運営協議会につきましては、先の委員会でご提案させていただいた人事でそれぞれの委員の皆様方には承諾をいただいて、年を明けて、予算作成前までには、運営協議会などを開きまして、あり方検討委員会で答申されたことを踏まえたガイドラインに沿った予算編成を3月議会でご提示維持できるものと思っております。運営協議会のメンバー主などでは、あり方検討委員会同様、山口大学医学部の病院長、あるいは教授のご承諾をいただいてこの方々にも参画していただく予定となっております。以上であります。

委員長（竹岡昌治君） その他の委員の皆さんから。はい、原田副委員長。

副委員長（原田 茂君） 前回の9月15日ですか、特別委員会の時に経営改善の取り組みということで説明を受けましたが、その中で美祿市立病院が院内処方と言うことで、これから院外処方を導入するというふうな説明があったわけですが、その後どのような状況になっておりますか。わかればお願いします。

委員長（竹岡昌治君） はい、篠田事務局長。

市立病院事務部事務長（篠田洋司君） 副委員長のご質問にお答えしたいと思います。院外処方を取り組みでございますが、これについては、今、薬剤師会とうちの薬剤科長が協議をしているところでございます。場所の設定とかについては、私のほうで宇部健康福祉センターとも協議をさせていただいております。いずれにしろ開始前までにはいくらか時間がかかるものとおもっております。以上でございます。

委員長（竹岡昌治君） はい、原田副委員長。

副委員長（原田 茂君） あその土地は、隣接は市の土地と聞いておるんですが、土地の関係の云々ということは問題はないんですか。それとだいたい目途がいつ頃ぐらいを予定されておるか、その2点についてお聞きします。

委員長（竹岡昌治君） 篠田事務．3長、はい。

市立病院事務部事務長（篠田洋司君） 調剤薬局、いわゆる調剤薬局の設置については、処方箋が発行される医療機関。つまり美祢市立病院とは、人的、または物的、金銭的に独立していなければならないと法的にもされております。この根拠は、厚生局の指導もありますし、薬事法に基づく指針にも示されているところであります。設置にあたっては、あと公道に面していることが要件になります。院外処方に移行する場合、1者にあらかじめ特定するということは、特定の者に利益強要されるとみなされる場合もあるので特に薬剤師会との調整などは特に注意してほしいということが宇部健康福祉センターからの私どもの照会による回答でございます。また、宇部健康福祉センターとしては、他の事例等もありますので、またご相談いただきたいという回答を得てますので、期間的には土地の問題、言われましたように土地の問題が一番でございます。その辺をクリアした上で進めていかないとイケませんので、期間的にはいつからとはお答えできませんけど、いずれにしろ取り組みについては、積極的にやっていきたいと思っています。以上です。

委員長（竹岡昌治君） 他に何か委員の皆様方のほうからございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） ジェネリック、薬の件ですけど、ジェネリック医薬品で患者さんの医者代と言うんですかね、薬代が安くなるっていうことは、あるように聞いてますけど、市の病院では、ジェネリックについてどのようにお考えなんでしょうか。（発言する者あり）

委員長（竹岡昌治君） じゃあ、答えられますか。篠田事務長。

市立病院事務部事務長（篠田洋司君） ご質問にお答えいたします。現在、美祢市立病院におけるジェネリックの使用率と言いますか、それは薬品目ベースで約7%でございます。おっしゃられるとおり、患者様をご希望されればそのままジェネリック薬品採用しているものがあれば、お出ししているというのが現状でございます。これについては、ジェネリック薬品にもいろいろございますので、やっぱりどうしても患者さんのほうの選択とあと医師のほうの判断が必要になるかと思いますが、以前よりもましてですねジェネリックの採用を推し進めているというのが今の実情です。以上です。

委員長（竹岡昌治君） いいですか。三好委員。

委員（三好睦子君） お医者さんじゃあないからわからないでしょうけど、ジェネリック薬品のお願いカードというのがあるように聞いてますけど、そんなのがあるんですか。

委員長（竹岡昌治君） じゃあ、井上事務長。

美東病院事務部事務長（井上孝志君） 先程、美祢市立病院の現状を申されましたけども、美東病院では現在5%がジェネリック、いわゆる後発医薬品と言われている日本名ではですね。先程委員さんの中から意見が出ましたように開発メーカーがですね特許の期間がありまして、それが過ぎたら他のメーカーでも同じ成分で薬を製造することができるということになっております。これは開発費がかかってませんのでかなり安く製造することができるし、価格も安いというふうになっておりますが、やっぱりドクターの中では、入っている成分は確かに同じ成分なんだけど、実際に薬効というところでどうかというのが、まだありまして普及がなかなかまだ進んでないと、ただ希望されればドクターが処方箋を発行して後発医薬品ジェネリックへの変更が可ということを確認したら、例えばこの薬でも処方箋を持って行ったところで後発医薬品に代えていただくということは今できるということです。それとさっき篠田事務長がさっき言いましたように来年度以降、国がもっとこの制度をですね推進するよということなので今、薬科の改正も含めてかなり進めているというふうな状況ではございます。以上です。

委員長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。

委員（三好睦子君） だんだん思いが広がってきたんですけど、後期高齢医療制度でこれが進んでるので、高齢者の方は90日以上は入院できないとかそれから一つの診療費なんですけど、それも一定になってくるとかあるんですが、やはり美祢市立病院でも90日を過ぎたら退院を迫られるのでしょうか。

委員長（竹岡昌治君） 篠田事務長。

市立病院事務部事務長（篠田洋司君） 医療に必要があれば、それは退院を迫るとかそういうことはございません。あくまでの主治医の判断でございます。90日越えをすればですね、いわゆる自己負担額っていうのが現行の保険制度では大きくかわってきます。以上でございます。

委員長（竹岡昌治君） 他の委員さんございませんか。はい。ないようでしたら1時間ちょっとスムーズに進ましていただきました。これをもちまして病院事業調査特別委員会を終わりたいと思います。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後2時35分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年12月9日

病院事業調査特別委員会

委員長

竹岡昌治